

添付法令資料 1 :

韓国行政訴訟法 (目次)

2026 年 3 月 17 日法律第 21461 号により一部改正 2028 年 3 月 1 日施行

第 1 章	総則 (第 1 条ないし第 8 条)
第 2 章	取消訴訟
第 1 節	裁判管轄 (第 9 条ないし第 11 条)
第 2 節	担当者 (第 12 条ないし第 17 条)
第 3 節	訴えの提起 (第 18 条ないし第 24 条)
第 4 節	審理 (第 25 条及び第 26 条)
第 5 節	裁判 (第 27 条ないし第 30 条)
第 6 節	補則 (第 31 条ないし第 34 条)
第 3 章	取消訴訟外の抗告訴訟 (第 35 条ないし第 38 条)
第 4 章	当事者訴訟 (第 39 条ないし第 44 条)
第 5 章	民衆訴訟及び機関訴訟 (第 45 条及び第 46 条)
附則	